

中津川市型グラウンドマンホール認定基準

1. 目的

中津川市の公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水資源循環統合補助事業等において使用するマンホール蓋を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

蓋の認定については、製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 中津川市長に認定申請書（様式第1号、様式第2号）を提出し、その内容が適正と認められること。
- (3) 中津川市型グラウンドマンホール性能規定書に適合し、中津川市が行う製品検査に合格すること。（様式第3号、様式第4号）
- (4) 岐阜県内の公共工事において納入実績が3年以上あること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第5号、様式第6号）

4. 認定期間

認定の有効期限は3ヶ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することが出来る。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。（様式第7号）

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、中津川市の認定を取り消すものとする。（様式第8号）

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行うことがある。

7. その他

- (1) 中津川市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることが出来る。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、中津川市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことが出来る。
- (3) 中津川市が行う製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者は納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出することとする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、中津川市の指示または両者の協議により決定するものとする。